

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和5年9月25日
担当課	街づくり課・区画整理担当室

契約業者名・住所	東急建設株式会社 千葉支店 千葉市中央区新町18番地10
工事等の名称	馬橋根木内線(幸谷)道路築造工事に伴う附帯工事(その2)
工事等の場所	松戸市新松戸東地先他
種別	土木一式
工事等期間	令和5年9月26日から令和6年3月31日まで
契約金額	39,930,000円
工事等の概要	附帯工事 一式
随意契約の理由	<p>本工事は、松戸都市計画道路3・4・18号馬橋根木内線の整備に伴い、排水工の整備等を実施するものです。</p> <p>これらは、先に契約した「馬橋根木内線(幸谷)道路築造工事」の施工箇所内にあり、工程のうえでも密接な関係にあることから、同一業者による円滑な施工により、工事期間の短縮及び経費の削減を図ることができます。</p> <p>このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、随意契約を採用するものです。</p>